

道路維持作業用自動車の指定申請・届出の流れ

申請（届出）者
（自動車の使用者）

手続きの代行は自動車販売店等でもよいが、届出書の届出者は自動車の使用者

指定申請の場合、申請者は道路管理者

（指定申請書の作成）

道路管理者

申請書・届出書 2部（1部は申請（届出）済証明書として使用）
車検査証の写し 1部（登録前の車両の場合は売買契約書等の写し）
申請する自動車の前後左右の写真 1部（黄色の灯火が備え付けられたもの）
指定申請の場合は道路管理業務委託契約書の写し 1部

警察署

（審査）

申請先警察署
・申請者の住所地又は使用の本拠の位置を管轄する警察署
・申請者が県外に住所を有する場合は、使用の本拠地の住所を管轄する警察署

申請（届出）済証明を交付

申請者

（自動車検査登録・構造変更検査登録・記載事項変更登録手続へ）

警察署で交付された申請（届出）済証明書を関係書類とともに提出

陸運支局

（検査・登録・記載事項変更手続）

自動車検査証の交付
自動車検査証に道路維持作業用自動車である旨が記載されている。
自動車検査証に記載されているだけでは有効な道路維持作業用自動車ではありません。速やかに警察署で下記の手続きを行い指定証、届出確認証の交付を受けて下さい。

申請者

（警察署へ自動車検査証写等を提出）

自動車検査証の写し 1部
ナンバーの入った自動車の前後の写真

← リース契約、小型特殊自動車の場合はここから
申請書・届出書 1部
自動車検査証又は標章交付証明書の写し 1部
申請する自動車の前後・左右の写真 1部
リースの場合はリース契約書の写し 1部

警察署

（審査）

・申請等書類一式を公安委員会に送付

県公安委員会
（警察本部）

（審査・決定）

指定証・届出確認証の作成、警察署へ送付

警察署

（申請者へ連絡）

指定証・届出確認証の交付

申請者

（指定証、届出確認証の受領）

道路維持作業用自動車に備付け